

東京都社会福祉審議会 関係規程集

- 社会福祉法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 社会福祉法施行令（抜粋）・・・・・・・・・・・・ 3
- 東京都社会福祉審議会条例・・・・・・・・・・・・ 4
- 東京都社会福祉審議会条例施行規則・・・・・・・・ 5
- 東京都社会福祉審議会規程・・・・・・・・・・・・ 7

○社会福祉法 抜粋

第二章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○社会福祉法施行令 抜粋

(民生委員審査専門分科会)

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

○東京都社会福祉審議会条例

平成一二年三月三一日

条例第三二号

東京都社会福祉審議会条例を公布する。

東京都社会福祉審議会条例

(設置)

第一条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、知事の附属機関として、東京都社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関とする。

(委任)

第二条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に社会福祉事業法第六条第二項の規定に基づき設置されていた東京都社会福祉審議会は、この条例に基づく審議会となり、同一性をもって存続する。

附 則（平成一二年条例第一八一号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年条例第八七号）

この条例は、公布の日から施行する。

○東京都社会福祉審議会条例施行規則

平成一二年三月三十一日

規則第一〇八号

東京都社会福祉審議会条例施行規則を公布する。

東京都社会福祉審議会条例施行規則

(組織)

第一条 東京都社会福祉審議会条例（平成十二年東京都条例第三十二号）第一条第一項に規定する東京都社会福祉審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十五人以内で組織する。

(委員の任期)

第一条の二 審議会の委員の任期は、三年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長の職務を行う委員)

第二条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第三条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、総数の四分の一以上の委員が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

(定足数及び表決数)

第四条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第五条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(民生委員審査専門分科会)

第六条 民生委員審査専門部会は、社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条第一項の規定により委員長が指名する委員十人以内で組織する。ただし、東京都議会の議員のうちから指名する委員の数は、三人以内とする。

2 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、前条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。

○東京都社会福祉審議会規程

昭和 38 年 10 月 29 日 審 議 会 決 定
昭和 45 年 11 月 16 日 審議会決定により一部改正
昭和 60 年 3 月 30 日 審議会決定により一部改正
昭和 60 年 12 月 26 日 審議会決定により一部改正
昭和 62 年 8 月 17 日 審議会決定により一部改正
平成 12 年 4 月 7 日 審議会決定により一部改正
平成 28 年 3 月 25 日 審議会決定により一部改正

(目 的)

第 1 条 この規定は、東京都社会福祉審議会条例施行規則(平成 12 年東京都規則第 108 号。以下「規則」という。)第 7 条の規定に基づき、東京都社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長、副委員長及び権限)

第 2 条 審議会に委員の互選による委員長をおく。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。副委員長は、委員長があらかじめ委員のうちから指名する。

(会 議)

第 2 条の 2 審議会の会議は、規則第 3 条及び第 4 条の規定による。

2 審議会は公開とする。

3 審議会の会議録等は、開示を原則とする。

原則と異なる判断をする必要があるときは、審議会に諮るものとする。ただし、会議を開催する時間的余裕がない場合は、委員長及び必要に応じて関係委員に諮るものとする。

(専門分科会の設置)

第 3 条 審議会に次の専門分科会(以下「分科会」という。)をおく。

1 民生委員審査分科会

2 身体障害者福祉分科会

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審査するため、必要に応じその他の分科会をおくことができる。

(分科会長、副分科会長及び権限)

第4条 分科会に、その分科会に属する委員及び臨時委員の互選による分科会長をおく。

2 分科会長は、その分科会の事務を掌理する。

3 分科会長に事故があるときは、副分科会長がその職務を行う。副分科会長は、分科会長がその分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、あらかじめ指名する。

(分科会の議事)

第5条 審議会は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第2項及び第7条に定める意見を求められたとき並びに同法第11条第2項に定める同意を求められたときは、民生委員審査分科会の決定をもって、審議会の決定とすることができる。また、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項又は指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成18年東京都規則第33号）第7条に定める意見を求められたときは、身体障害者福祉分科会の決定をもって、審議会の決定とすることができる。

2 分科会の招集、議事の定足数及び表決数については、規則第3条及び第4条の規定を準用する。

3 分科会は、原則として公開とする。ただし、民生委員審査分科会及び身体障害者福祉分科会は非公開とする。

(審査部会)

第6条 審査部会（以下「部会」という。）に、部会に属する委員及び臨時委員の互選による部会長をおく。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を身体障害者福祉分科会に報告するものとする。

3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行う。副部会長は、部会長が部会に属する委員及び臨時委員のうちから、あらかじめ指名する。

(部会の議事)

第7条 審議会は、身体障害者の障害程度に関する諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

2 部会の招集、議事の定足数及び表決数については、規則第3条及び第4条の規定を準用する。

(報告)

第8条 分科会長は、分科会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果について審議会の委員長に報告するものとする。

(幹事及び書記)

第9条 審議会に幹事及び書記若干名をおく。

2 幹事及び書記は、東京都職員のうちから知事が命ずる。

3 幹事は、委員長、分科会長及び部会長の命を受け事務を処理する。

4 書記は、上司の命を受け事務に従事する。

(委任)

第10条 この規定の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。